

改正 平成13年3月27日条例第12号

平成14年12月27日条例第52号

平成14年12月27日条例第53号

平成16年3月30日条例第6号

高知県職員倫理条例をここに公布する。

高知県職員倫理条例

すべて職員は、県民全体の奉仕者であって、その職務は県民から負託された公務であることを深く自覚し、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

また、職務の執行に当たっては、自らを厳しく律するとともに、常に研さんに励み、県民の負託にこたえるよう努めなければならない。

ここに、職員が職務の執行上保持しなければならない公務員倫理の大綱を定め、もって公務に対する県民の信頼を確保すべく、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する高知県職員をいう。
  - (2) 任命権者 地方公務員法第6条に規定する任命権者(同条第2項の規定により権限を委任された者を含む。)をいう。
  - (3) 管理職員 次に掲げる者をいう。
    - ア 教育長
    - イ 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)第9条、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)第12条、警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)第9条及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年高知県条例第49号)第4条に定める管理職手当の支給を受ける者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17(同法第292条において準用する場合を含む。))の規定により市町村等へ派遣されている者及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人等(これらの法人等に準ずるものとして任命権者が別に定める法人等を含む。)に派遣されている者のうち、任命権者がこれらの者に相当する者として別に定める者を含む。)
    - ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第52号)第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された者
    - エ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第53号)第3条第1号の規定に基づき任期を定めて採用された者
  - (4) 事業者等 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。
- 2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第4号の事業者等とみなす。

一部改正〔平成14年条例52号・53号〕

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員が遵守すべき職務に係る倫理原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たること。
- (2) 常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者

からの贈与を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

(職員倫理を監督する職員)

第4条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、任命権者のもとに職員の倫理を監督する職員(公安委員会にあっては、警察法(昭和29年法律第162号)第56条に規定する地方警務官)1人を置く。

2 職員の倫理を監督する職員は、職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、職員の職務に係る倫理の保持のため、必要に応じて体制の整備を行う。

(職員倫理規則)

第5条 知事は、第3条各号に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。この場合において、職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他県民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

2 知事は、職員倫理規則の制定又は改廃に際しては、第9条の規定により設置される高知県職員倫理審査会の意見を聴かななければならない。

3 任命権者は、職員倫理規則の趣旨を踏まえ、職員の職務に係る倫理に関する規程を定めることができる。

(贈与等の報告)

第6条 管理職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として職員倫理規則で定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき5,000円を超える場合に限る。)は、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、職員倫理規則の定めるところにより任命権者に提出しなければならない。

(1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

(2) 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実

(3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所

(4) 前3号に掲げるもののほか職員倫理規則で定める事項

(報告書の保存及び閲覧)

第7条 前条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した任命権者において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、任命権者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき2万円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものとして任命権者が認める事項に係る部分については、この限りでない。

(1) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(2) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

(任命権者の責務等)

第8条 任命権者は、職員の職務に係る行為が県民の疑惑や不信を招くことがないように、常に注意を喚起するとともに、職員に対する研修に努めなければならない。

2 任命権者は、この条例又はこの条例に基づく規則及び規程に違反することを理由として行った懲戒処分について、職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、その概要を公表することができる。

3 知事は、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について、任命権者からの報告に基づき、その概要を公表するものとする。

(高知県職員倫理審査会)

第9条 職員の職務に係る倫理の保持に資するため、高知県職員倫理審査会(以下この条において「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、この条例の実施に際し必要な範囲において、次の事務を行う。

(1) 職員倫理規則の制定又は改廃に関して、知事に意見を述べること。

(2) 任命権者から提出された贈与等報告書に関し、意見を述べること。

(3) この条例の遵守のための体制整備に関し、任命権者に対し意見を述べること。

(4) 任命権者に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため監督上必要な措置を講ずるよう

意見を述べること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の実施に関し必要な意見を述べること。

- 3 審査会は、委員3人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条並びに次項の規定は、規則で定める日から施行する。(平成12年12月規則第218号で、同13年1月1日から施行)
- (経過措置等)
- 2 第6条の規定は、規則で定める日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。
  - 3 第7条第2項の規定にかかわらず、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に定める実施機関以外の機関の任命権者については、当分の間、同項の規定は適用しない。
- (教育公務員特例法による特例)
- 4 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第19条の規定により評議会の議に基づき学長が定めるものとされているものについては、この条例の規定は適用しない。

一部改正〔平成16年条例6号〕

附 則(平成13年3月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月27日条例第52号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成14年12月27日条例第53号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成16年3月30日条例第6号)
- この条例は、平成16年4月1日から施行する。